

住民投票制度行政素案（改訂版）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 平成27年3月1日 ～ 平成27年3月31日 （ 31 日間）

意見提出人数 2人

提出意見件数（項目） 4件 （9項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	<p>(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>)</p> <p>素案 P11</p> <p>「市政の重要な課題でないとき」は却下されるとあるが、具体的に何を持って判断されるのか？基準が不明瞭と考えます。</p>	<p>住民投票は、「市政の重要な課題」について行われます。この「市政の重要な課題」は、市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもののうち、「法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項」や「市の組織、人事又は財務に関する事項」、「専ら特定の市民又は地域に関する事項」などを除いています。</p> <p>「市政の重要な課題」の具体的な判断については、広く対象事項として捉えていく必要があるものと考えています。そのため、「市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの」であるかどうかの判断については、住民投票が請求された個別の事案に応じて総合的に判断されることとなりますが、明らかに該当しないと認められる場合を除き、広く捉えられることとなります。</p>	C

		<p>市長が判断するのか？自治推進会議など市民が参加する機関での検討はしないのか？</p>	<p>「市政の重要な課題」であるかどうかの判断は、市民からの請求については、住民投票請求代表者証明書の交付時点において市長が判断します。議会からの請求については、議会審議において判断されることとなります。市長自らの発議については、市長が判断します。この個別の判断について、苫小牧市民自治推進会議等の附属機関で行う考えはありませんが、明らかに該当しないと認められる場合を除き、広く捉えられることとなります。</p>	C
2	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>1 住民投票の発議権者について</p> <p>○ 住民投票の発議は住民に限定すべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 横須賀市の住民投票の検討委員会では、「本市における住民投票制度を、間接民主制の補完を旨としつつ住民自治を推進するものと位置付けるならば、市長や議会は一定の意思決定権を有していることにかんがみ、権力者としての濫用を防止する観点からも、住民投票は「住民からの請求」があった場合に限定する(議会や市長の発議権は盛り込まない)」と結論付けているが、見識だと考えます。 議会は条例制定権があるので、自ら住民投票条例を設定できる。市長は、議会に住民投票条例の設定を議会に提案できる。権限のある者に新たな権限を賦与することのほうが混乱を招くと考える。 ある教授が「特に、市長が議会の了解なく住民投票を 	<p>常設型の住民投票条例に議会からの請求による住民投票や市長自らの発議による住民投票の規定を設定しない場合、議会や市長が住民投票を実施したいときには、その都度、個別設置型の住民投票条例を議案として提出する必要があります。この場合、住民投票に付そうとする個別案件の議論と住民投票の制度設計の議論とが複雑に絡まり、条例の議決に至らずに住民投票が実施できないことも考えられます。</p> <p>そのため、常設型の住民投票条例に議会からの請求による住民投票の規定や市長自らの発議による住民投票の規定をあらかじめ設定しておくことにより、「市政の重要な課題」について、議会と市長との意見の調整が図れない場合、市民の意思を明確に把握する必要がある場合等において、議会からの請求や市長自らの発議によっても住民投票の実施を可能とする制度としています。</p> <p>行政素案では、議会からの請求については、市長の意思にかかわ</p>	C
				D

	<p>施することを認めるとい場合には、議会の場合には合議制で、もちろん多数派が形成されることはありますけども、1人ではなくて一定数の議員の間の議論なり審議なりを踏まえた発議になるでしょうけれども、市長の場合には歯どめがないというところも気にしておく必要があるかと思えます。」と書いていたが、最も懸念されるどころだろう。乱用が心配される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民が署名を集め始めた場合に、市長がこれに対抗して単独で実施を決めることがないか、など混乱が懸念される。例えば、住民が「ギャンブル施設建設の是非を問う投票」の署名を開始したとたん、市長側が「IR の誘致による街の発展を問う投票」の実施を決めた場合どのように解決されるのか。 	<p>らず、議会の議決を得ることにより住民投票の実施が可能となります。そのため、市長自らの発議について、議会の同意を得なければ住民投票を実施することができない制度とすることは、適切でないと考えています。</p> <p>住民投票制度は、議会制民主主義を補完するものとして、現行の地方自治制度の中で位置付けし、創設するものです。そのため、その事案に応じて、市長においても慎重に審議し、判断することとなります。</p>	C
3	<p>1 (原文・整理要約 有・無)</p> <p>2 必要署名数について</p> <p>○ 4分の1という必要署名数は多すぎると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どれだけ必要かという具体的な数値をあげるのは難しいが、4分の1という要件は厳しすぎるのではないか。 ・ 成立要件はないとのことだが、一般的に「成立要件」を考えると、住民投票の投票率が50%で賛成が51%だとした場合、ほぼ4分の1となる。「住民投票の結果を決める数」と「住民投票の実施を決める数」が同じというのはおかしくないだろうか。 ・ 〈住民投票立法フォーラム〉が作成した「住民投票に関する特別措置法」(住民投票法)の試案については、50万 	<p>住民投票が行われる事案は、大きな議論があるものを想定しており、1か月で収集できる署名数を想定しつつ、濫発されない数字として、4分の1が妥当な数字であると考えています。</p> <p>市民からの請求については、必要署名数が収集されれば、議会の議決や市長の判断とは関係なく、確定的に住民投票が実施されます。また、住民投票の結果には大きな影響力があり、相当な重みと迫力があります。そのため、政治的にも重い判断が行われます。そのため、住民投票に必要な署名数については、市長選挙における当選者得票数と同程度の数を求めることが適当であると考えていま</p>	D

		<p>以下の市について10の1を提起しているが、参考にしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「住民投票制度について寄せられた意見と市民自治推進会議の考え方について」では「地方自治法の直接請求に必要な署名数は、選挙権を有する者の総数の3分の1以上です。」と、解職請求、解散請求の例を挙げて検討しているが、比較するならば条例制定要求の50分の1ではないか。これまで住民投票を行ってきた例は、住民投票条例設定の直接請求により行われたものだろう。 	<p>す。</p> <p>また、地方自治法の直接請求に必要な署名数は、選挙権を有する者の総数の3分の1以上です。これら直接請求により行われる住民投票の結果には、法的拘束力があります。しかし、本市が想定する常設型住民投票条例は、住民投票の結果に対する法的拘束力がない諮問型です。</p> <p>これらを考慮し、住民投票に必要な署名数については、住民投票の投票資格を有する者の総数の4分の1以上としています。</p> <p>住民投票制度は、議会制民主主義を補完するものとして、現行の地方自治制度の中で位置付けし、創設するものです。そのため、必要署名数については、住民投票の濫用を防止する観点からも、4分の1程度の署名数が適当であると考えています。</p>	
4	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>3 その他</p> <p>○ 第三者機関の設置をお願いしたい</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状においても市民参加条例をめぐっては、その解釈に市長と議会・市民の間に対立している例が見受けられる。にもかかわらず、一方的に執行機関である市長の解釈によって行われているのが現状です。オンブズマンを設置して、見解を求めたり、対立の調停を図ったりする必要があるのではないか。それができなければ、臨時的に第三者機関を設置するか、市長側・議会代表・住民代表の話し合いの場を設定するよう規定すべきではないか。 素案においても「市民全体の生活に重大な影響を及ぼす 	<p>苦小牧市市民参加条例の解釈及び運用に当たっては、情報共有、市民参加、協働の原則による市民自治のまちづくりの観点から、条例の趣旨に鑑み、適切に行っております。オンブズマンや第三者機関を設置する考えはありませんが、住民投票条例の解釈や運用についても、適切に対応することが求められると考えています。</p> <p>住民投票は、「市政の重要な課題」について行われます。この「市</p>	<p>D</p> <p>C</p>

	<p>事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの」とか「住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項」など解釈が対立する可能性のある規定がある。実施の際において、すべて市長の権限で解釈されてしまう可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会において解決する方向も考えられるが、市長と議会が均衡を持って対峙しあっている場合は有効だが、住民投票条例制定に及んだ地域は、ほとんど与党が優位の議会であるために、署名を集めざるを得なかったものである。そうした意味でも議会に頼ることはできず、第三者機関が必要と考える。 ・ 成功したにせよ失敗だったにせよ、これまでに住民投票条例にこぎつけた地域では、市長・議会と対立したからこそ住民投票条例制定のために運動をしたのだろう。そうした事例を考えると、市長や議会に権限を持たせても、住民の参加によい結果にならないと考えるべきだ。 	<p>政の重要な課題」は、市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもののうち、「法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項」や「市の組織、人事又は財務に関する事項」、「専ら特定の市民又は地域に関する事項」などを除いています。</p> <p>「市政の重要な課題」の具体的な判断については、広く対象事項として捉えていく必要があるものと考えています。そのため、「市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの」であるかどうかの判断については、住民投票が請求された個別の事案に応じて総合的に判断されることとなりますが、明らかに該当しないと認められる場合を除き、広く捉えられることとなります。</p> <p>常設型の住民投票条例に議会からの請求による住民投票や市長自らの発議による住民投票の規定を設定しない場合、議会や市長が住民投票を実施したいときには、その都度、個別設置型の住民投票条例を議案として提出する必要があります。この場合、住民投票に付そうとする個別案件の議論と住民投票の制度設計の議論とが複雑に絡まり、条例の議決に至らずに住民投票が実施できないことも考えられます。</p> <p>そのため、常設型の住民投票条例に議会からの請求による住民投票の規定や市長自らの発議による住民投票の規定をあらかじめ設定しておくことにより、「市政の重要な課題」について、議会と市長との意見の調整が図れない場合、市民の意思を明確に把握する必要がある場合等において、議会からの請求や市長自らの発議によっても住民投票の実施を可能とする制度としています。</p>	<p>D</p>
--	---	---	-----------------

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。